

モデル事業創出のための伴走支援事業 公募要綱

2023 年 3 月、山梨県では「山梨県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050 年カーボンニュートラルを達成するため、2030 年度の温室効果ガス排出量を、基準年度（2013 年度）比で 50%削減する目標を設定している。

県内の企業活動における温室効果ガス排出量は全体の四割を超えており、当該目標の達成のためには、県内企業の脱炭素化に向けた取組（以下「脱炭素経営」という。）の一層の推進が不可欠である。

このため県では、県内中小企業の脱炭素経営に向けた取組を面的に推進するための体制として、県内金融機関や商工団体などの関係機関（以下「支援機関」という。）が連携して支援を行う「やまなし GX 推進コンソーシアム」を令和 7 年 4 月 17 日（木）に設立したところである。

本事業は、県内中企業に対して自社の温室効果ガス排出量の見える化、温室効果ガス排出量削減に向けた削減計画の策定、実行支援を行うこと目的とする。

（趣旨）

第 1 条 知事は、県内事業者の温室効果ガス排出量の算定および排出削減計画の策定等を促進することにより、山梨県地球温暖化対策実行計画（令和 5 年 3 月改定）に基づく事業者の事業活動における脱炭素化を集中的に進めるために実施することとし、その支援に関しては、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。
- （2）事業所 工場、事務所その他事業を行う場をいう。

（支援対象者）

第 3 条 本事業の対象者（以下「支援対象者」という。）は、山梨県内に所在する事業所において事業を実施する法人及び個人事業主のうち、次の全てに該当する者とする。

- （1）山梨県の県税の滞納がないこと。
- （2）本事業への応募時点において、山梨県内で実質的に 1 年以上事業を行っていること。
- （3）山梨県内に事業所を有し、当該事業所を対象に温室効果ガス排出量（Scope1・2）の算定を実施すること。

- (4) 第4条の支援内容で示す内容を完了する意欲があり、その結果を山梨県に報告できること。
- (5) やまなし GX 推進コンソーシアムに参画する金融機関・商工団体の推薦を受けていること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 山梨県補助金等交付規則第5の2号に規定する者でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
- (9) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に定める公共法人でないこと。
- (10) その他、山梨県が支援対象者として不適切と判断しないこと。

（支援内容）

第4条 自社の温室効果ガス排出量の見える化、温室効果ガス排出量削減に向けた削減計画の策定、実行支援を行うこと目的に、下記の支援を提供する。

- (1) 温室効果ガス排出量の見える化支援
- (2) 温室効果ガス排出量削減計画の策定支援
- (3) 温室効果ガス排出量削減計画の実行支援（採択された各社の状況に応じ実施可否を検討）

（支援企業数）

第5条 本事業では3社を上限として支援対象者を募集する。

（募集期間）

第6条 本事業の募集期間は、令和7年10月1日から同年10月31日までとする。

（本事業への応募）

第7条 申込者が本事業への応募をしようとするときは、モデル事業創出のための伴走支援事業申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 申請書の提出状況において、支援対象者が前条の規定による上限に達した場合には、申請書の受付を終了するものとする。

（支援決定）

第8条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査した結果、本事業の支援対象として認めたときは、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(算定等への協力)

第 9 条 知事は、支援対象者に対し、温室効果ガスの排出量算定や削減計画の策定等に関する資料の提供その他協力を求めることができる。

2 本事業は、山梨県と山梨県から委託された有限責任監査法人トーマツ及びやまなし GX 推進コンソーシアム構成員が支援を行うものとする。

附則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。